

# 「はかり」の定期検査を受けましょう!

下記の日程で「はかり」の検査が行われます。該当する「はかり」は、定期検査を受けましょう。

日時	場所
7月4日(火) 午後2時～5時	仲里庁舎1階
7月5日(水) 午前9時～正午	具志川改善センター

お問い合わせ 商工観光課 ☎851-9162

## ●なぜ検査をするの?

検定等に合格した「はかり」でも使用を続けていると精度のくわいが生じることがあります。取引や証明に使用する「はかり」については、2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。

## ●「代検査」という制度があります

県が行う定期検査の1年前以降に、計量士が行う検査(代検査)に合格すると、「代検査済証印」が貼付され、県が行う定期検査が免除になります。「はかり」を検査会場に持参できない場合などは代検査を利用してください。計量士が出張して検査を行います。(諸費用は受験者負担)

## 検査の対象となるはかりの例

- ・スーパー・商店などで商品の売買に使用するはかり
- ・病院、保健所、学校等で体重測定に使用するはかり
- ・薬局などで調剤に使用するはかり
- ・宅配便などで運賃の算出に使用するはかり
- ・給食センターで残量調査に使用するばかり

## 検査の対象とならないはかりの例

- ・飲食店、給食センターなどで調配合に使用するはかり
- ・公衆浴場等に備え付けてあるはかり
- ・郵便物の料金の目安を調べるためのはかり
- ・工場などで原料の調配合や工程管理に使用するはかり

計量器定期検査に関する、詳しいことは下記ホームページか、沖縄県計量検定所へお問合せください。

沖縄県計量検定所 ☎098-889-2775

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/keiryo/teikikennsa.html>

# 農業委員会だより

農業委員会総会(許認可業務の審議会)が開催されました。

町農業委員会では、4月25日仲里庁舎において、平成29年度第1回農業委員会総会を開催し、農業者等から申請のありました案件について審議しました。

①農地法第3条の規定による許可申請→2件  
審議のうえ許可されました。

②非農地証明願→2件  
審議のうえ許可されました。

平成29年度第3回(6月)農業委員会総会  
開催日 → 6月26日(月)

許可申請書及び届出書等の申請  
締め切り日 → 6月15日(木)

## 農業者年金で 生活の安定を 考えませんか?

農業者年金には、次の要件を満たす方なら  
どなたでも加入できます。

国民年金第1号被保険者  
国民年金保険料納付免除者を除く。

年間60日以上農業に従事

60歳未満

お問合せ | 久米島町農業委員会 | ☎985-7134 |

# 税金は納期限内に納めよう!

## 町県民税の納期限内納付のお願い

平成29年度町県民税の通知書等を発送しております。お手元に届きましたら内容をご確認下さい。

町税は、町民の教育文化や福祉医療など町民の生活・社会福祉等に使われる重要な自主財源です。納期限内に納めていただきますようお願い致します。

なお、納付方法は普通徴収と、特別徴収の2つの方法があります。

きちんと  
納期限内にね!

大事な  
財源だから

### ① 納付書で納める方(普通徴収)

対象となる方へ納税通知を送付します。通知書が届いた方は、納期限内の納税をお願いします。

#### 納期限

1期	平成29年	6月30日(金)
2期	平成29年	8月31日(木)
3期	平成29年	10月31日(火)
4期	平成30年	1月31日(水)

※口座振替日は、納付月の25日となっています。  
(25日が土・日・祝日の場合は翌営業日)

### ② 給与から天引きされる方 (給与特別徴収)

給与支払者(会社等)が毎月の給与から町県民税を天引きし、町へ納入します。  
※個人での納付は不要です。

### ③ 公的年金から天引き (公的年金特別徴収)

年金支払者が年金から町県民税を天引きし、町へ納入します。

※納期限までに納めない場合は延滞金が加算されます。

## 申告をお忘れの方

6月1日から申告相談・受付を再開しております。  
申告がまだの方は、お早めに申告されるようお願いいたします。

# 6月から 治療にかかる渡航費の助成が拡大されます

## 特定不妊治療等に係る渡航費の助成

町では、特定不妊治療を受ける夫婦の渡航費の一部助成を行います。島内には特定不妊治療の指定医療機関がないため、夫婦の経済的負担を軽減することを目的としています。

- 【支給対象者】
- ・久米島町に住所がある者
  - ・沖縄県より特定不妊治療費助成事業承認決定を受けている者
- 【助成額】
- ・1往復あたり上限1万円
  - ・渡航費の助成回数上限は、年度で夫婦各5回

## 難病患者付添人の渡航費助成

町では、難病患者の治療にかかる渡航費を助成していますが、一人で渡航が困難な患者(要介護認定者)が付添人を伴う場合の助成額が変わります。

- 【助成額】
- ・1往復あたり上限1万円
  - ・(新設)付添人を伴う場合は、1往復あたり上限1万5千円

申請・お問合せ先  
久米島町 福祉課(母子・児童班) ☎985-7124